

国民健康保険事業費納付金等について
(厚生労働省資料抜粋)

仮係数に基づく秋の試算(30年度分)の概要

- 都道府県は、新制度の施行準備として、初めて平成30年度ベースの国保事業費納付金及び標準保険料率を算定する。秋の試算では追加公費(1,700億円)のうち一部(約1,500億円)を反映する。
 ※ 暫定措置300億円のうち250億円は第3回試算と同様に被保険者数に応じて按分するが、残る50億円については秋の試算結果を踏まえて検討。
- 都道府県は、保険料の伸びの上限として定める一定割合を適用し、一定割合を超過する市町村に国の暫定措置及び都道府県繰入金、特例基金を活用して、激変緩和措置を講じる。また、市町村間の保険料水準の格差を縮小する等の観点から、下限割合の設定を検討する。
- 市町村は、都道府県の示す国保事業費納付金及び市町村標準保険料率を目安に、平成30年度の保険料(税)水準の検討を行う。また、市町村は、実際に保険料を賦課・徴収する立場から、被保険者の実感に配慮した激変緩和を検討する。

| | | 平成28年11月 | 平成29年1月 | 平成29年7月 |
|-------------|--------------------|---------------------------|-----------------|----------------------------|
| | | 第1回試算 (仮係数) | 第2回試算 (確定係数) | 第3回試算 (確定係数+一部更新) |
| 対象予算 | | 平成29年度予算ベース (見込みのため過大) | | 平成29年度予算ベース (実態に近い丈に縮小) |
| 制度前提 | | 現行制度 (市町村単位) | | 新制度 (都道府県単位) |
| 追加公費 | | 未反映 | | 1,200億円 |
| 内訳 | 普通調整交付金 | — | | 約300億円 |
| | 暫定措置 | — | | 約250億円 |
| | 特別調整交付金 | — | | 約100億円(子ども) |
| | 保険者努力(都道府県) | — | | 約200億円 |
| | 保険者努力(市町村) | — | | 約300億円 (別途特調より200億) |
| | 特別高額医療費共同事業 | — | | 約60億円 |
| その他 | | — | | — |

| 平成29年11月 | 平成30年1月 |
|----------------------------|--------------|
| 秋の試算 (仮係数) | 算定 (確定係数) |
| 平成30年度予算ベース | |
| 新制度を前提 (都道府県単位) | |
| 約1,500億円 | 約1,600億円 |
| 約300億円 | 同左 |
| 約250億円 | 約300億円 |
| 約100億円(子ども) | 同左 |
| 約500億円 | 同左 |
| 約300億円 (別途特調より200億) | 同左 |
| 約60億円 | 同左 |
| 経営努力分の経過措置 を反映 | 同左 |

※結核・精神、非自費分については未反映。

- 平成30年度においては、追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。



被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための重層的な仕組みを用意

ア)市町村ごとの「納付金の設定」の際の対応

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準の差を、納付金にどの程度反映させるかを定めることになるが、激変が生じにくい反映方法を用いることを可能とする。

イ)「都道府県繰入金」による対応

- 都道府県繰入金(給付費の9%相当)の活用により、市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

ウ)「特例基金」による対応

- 施行当初の激変緩和の財源を確保するため、各都道府県ごとの「特例基金」を国費により設け、これを計画的に活用することが可能な仕組みを設ける。(平成30~35年度の時限措置。基金の規模は全国で300億円【6年間で活用】)

エ)「追加激変緩和財源」による対応

- 施行当初の激変緩和財源の充実に関する地方団体からの要請を踏まえ、平成30年度から投入する1,700億円のうちの300億円を追加激変緩和財源として確保し、都道府県ごとの柔軟な活用を可能とする。(施行当初の暫定措置。平成30年度は全国で300億円【単年度で活用】)

※決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)
- 保険者努力支援制度・医療費の適正化に向けた取組等に対する支援 700~800億円
- 財政リスクの分散・軽減方策(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等) 等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円)
- ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

1. 平成30年度の公費について（拡充分の全体像）

平成30年度の公費の在り方について
とりまとめ
平成29年7月5日
国保基盤強化協議会事務レベルWG

○財政調整機能の強化

（財政調整交付金の実質的増額）

【800億円程度】

＜普調＞【300億円程度】

＜暫定措置（都道府県分）＞【300億円程度】

- ・追加激変緩和（都道府県間の公平性に十分配慮しつつ配分）

※予算額は徐々に減少させるものとする。減少相当額の取扱いは、政令上、普調と特調の配分について7：2が原則とされていることも踏まえつつ、改革の円滑な施行の観点も含め検討（「財政調整機能の強化」の総額（800億円程度）は将来にわたり維持する）

＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】

- ・子どもの被保険者【100億円程度】（既存分と合わせ200程度）

※平均以下の子ども被保険者数を交付対象に追加。市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に着目した再配分を行うことを基本とする

＜特調（市町村分）＞【100億円程度】

- ・精神疾患【70億円程度】（既存分と合わせ200程度）
- ・非自発的失業【30億円程度】（既存分と合わせ70程度）

○保険者努力支援制度

・・医療費の適正化に向けた取組
等に対する支援

【800億円程度】

＜都道府県分＞【500億円程度】

- ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
- ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

※改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つつ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

＜市町村分＞【300億円程度 ※別途、特調より200億円程度追加】

- ・前倒し実施分（一部指標を発展）
- ・事務等の適正化に係る指標

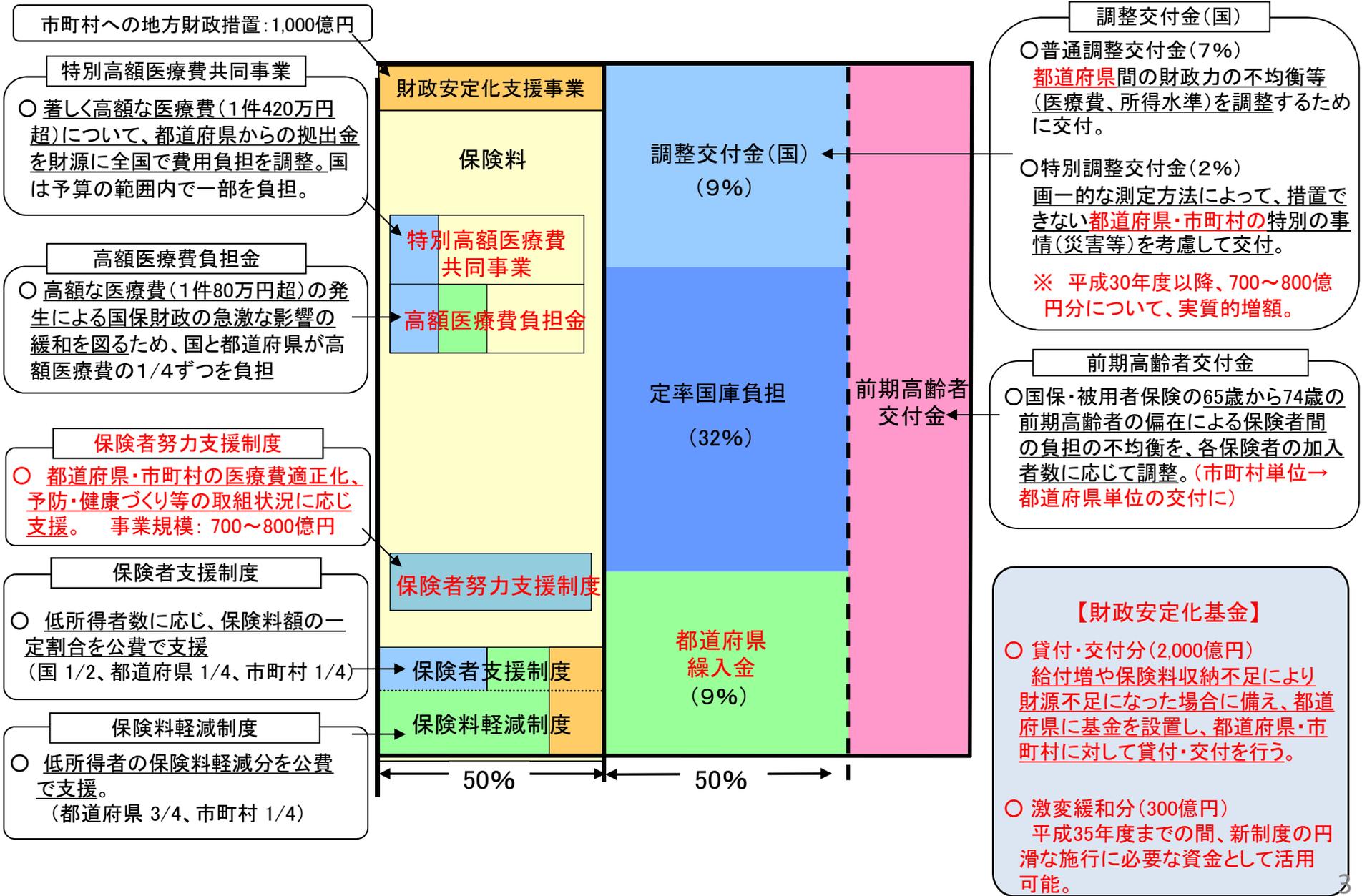
※都道府県単位化の趣旨を踏まえ、改革施行後の状況を見つつ、徐々に都道府県分重視の仕組みに見直していくことを検討

※特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充に数十億円程度を確保

※平成31年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

平成30年度以降の国保財政の姿

(赤字は国保改革による変更点)



国保財政の基本的な枠組みについて

